



のぐち ゆたか
野口 員
議

大地震対策

問 ①耐震改修促進計画は、策定されたか。②県では、耐震改修費の助成を行うとの報道があった。笠間市はその対象に入っていないが助成制度を策定する考えはあるか。③耐震化が必要な建物に対しての対応策は。

答 都市建設部長

①国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、国県の耐震化目標「平成32年度末95%」と整合させる市の耐震改修促進計画を今年度中に策定する予定。②耐震改修促進計画で耐震改修補修制度を含めた施策について進めていく。③国・県の情報などを活用しながら、市のホームページ等での啓発や耐震診断事業などを行っていく。

子どもを中心とする社会をめざそう

問 ①児童虐待の被害状況と相談件数。②日本版「ネウボラ」子育て世代包括支援センターの実績は。③チャイルドファーストへの取り組み。④少子化対策分の予算額は。

答 福祉部長

①平成28年度の虐待通告件数は22件で、身体的虐待7件、心理的虐待11件、性的虐待1件、ネグレクト（育児放棄）3件。②妊娠期と産後間もない時期の産婦や乳児の相談訪問を積極的に支援することで、妊娠早期から安心して子育てができる環境が整った。具体的には、妊産婦の全数を把握し、継続的な支援を行い、状況に応じて関係機関に相談をつなぎ、妊産婦の不安の解消に努めている。ケース会議もこれまで以上に関係機関との連携が強化される成果があった。また、28年度から助産師による妊産婦への直接的サポートを実施している。④児童福祉費は36億5095万6千円で、保健、医療、教育、文化、雇用、労働環境など広範囲に及ぶ。

答 市長

③チャイルドファーストは子育てを社会の中心軸として位置づけ、社会全体で支援することと理解する。27年策定の「笠間市子ども子育て支援事業計画」で「地域みんなで支え合う子育てのまち笠間」を基本理念としており、社会全体、官民連携で支援をしていくことが必要。県内最初の子育て世代包括支援センターや保育料の軽減化、医療費助成、学力向上支援など、関係機関と連携し、切れ目のない支援に今後も取り組む。

ピロリ菌の除去

問 ピロリ菌の除去をすれば胃がんは防げるが、アピールはしているか。

答 健康増進課長

特出しして周知していない。ピロリ菌の除去は保険適用になるが、その周知はされているか。

答 健康増進課長

胃がん検診の受診勧奨を広報でしている。

犬・猫殺処分ゼロへ

問 ①県議会では、殺処分ゼロを目指す条例を可決したが市の取り組みは。②笠間市としてどのように取り組むのか。

答 市民生活部長

①昨年12月に、県では茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例を施行し、殺処分頭数減につながる民間団体等が行う取り組みの支援、不妊・去勢手術等への補助などを行っている。市町村の責務は明記されていないが、市は、県が作成したポスターの掲示やシンポジウムへの参加など、制度の普及啓発に取り組んでいる。②県の条例に基づく事業の説明会が5月11日にあった。その内容等も含め、対応を検討する。

【その他の質問】

・イノシシ被害対策の進捗状況



就学援助制度の改善を通じて子どもの学びの保障を



いし 栄
石 井 議員

問 ①2017年の要・準要保護世帯の児童・生徒数と割合。②要保護・準要保護世帯の入学準備金支給額の小中別内訳。③今年の入学準備金支給時期。④現在の入学準備金の支給時期は7月であり、必要な時に支援が受けられない。入学前の3月までに前倒し支給するべきだと考える。来年少学生の入学準備金支給時期に対する方針は。

答 教育次長

①要保護者数小学校17名0.5%、中学校11名0.6%。準要保護者数小学校295名8.0%、中学校214名10.7%。②小学校40600円、中学校47400円。③要保護入学準備金は3月に支給済み。準要保護はことし7月に支給する。④要保護者は従来通り3月頃を予定。準要保護者は入学前の3月までに実施できるような検討を進める。

給済み。準要保護はことし7月に支給する。④要保護者は従来通り3月頃を予定。準要保護者は入学前の3月までに実施できるような検討を進める。



元気に登校する子どもたち

教職員にこども理解の時間確保を

問

①小学担任が、下校までに子どもの理解と指導のための時間を授業外に1時間持つことが望ましいと考えるが、見解を。②中学校での部活動指導の現状と改善方針。③超過勤務の改善と、健康の維持を図るために市

として今できることは。

答 教育長

①学級担任は様々な場面を通して、子ども理解と指導の時間を確保している。②専門教員の不足、担当教員の負担など諸課題があり、部活動の工夫改善策を検討中。今年度は4校で8名の運動部の外部指導者を導入したが確保が困難。平日と土日の各1日を活動休止日にするよう指導中。③28年度からスクールソーシャルワーカーを3名雇用、今年度1名を常勤とした。健康維持とメンタルヘルス確保の取り組みも充実させる。

涸沼川の治水対策と地域住民の安全確保を

問

①具体的な対策は。②今年度の改修区域計画。③治水計画、改修における市の役割。

答 都市建設部長

①工区を3か所に分け、土砂の浚渫工事、堤防敷の竹木除去に着手。集中豪雨による水害減少のため、八雲地内や美原地内の排水整備に着手。②29年度は国道50号からJR水戸線間の柳堰下流部の護岸整備とJR水戸

線下流部、南吉原地区の浚渫工事予定。③要望を県に提出し、早期の改修と復旧工事につなげたい。涸沼川改修期成同盟会、県市長会等は、毎要望書を県に提出、また、市独自で国交大臣に要望書を提出し28年度は前年比約3倍の予算を確保した。

涸沼川に遊歩道を整備し、水辺に親しみ健康増進を図る環境を

問

①涸沼川の遊歩道整備計画の有無。②遊歩道整備は市民が水辺に親しみ、健康増進、魅力的散策コースとして観光資源にもなる。年次計画で検討を。

答 都市建設部長

②現在の河川整備は、全体延長に対し整備率が低い。市と県は、近年の集中豪雨などの水害から市民を守るために治水事業を最優先に取り組んでいる。現在、遊歩道整備計画はない。



笠間駅南側の涸沼川



いしだ やすお
石田 安夫
議員

空き家政策推進事業

問 コーディネーターの成果。

答 都市建設部長

現在140件を超える空き家利用希望者に対し、公開物件が10軒程度と大幅な物件不足を解決するために本年4月から再任用職員1名をコーディネーターとして配置した。敷地外からの目視による現地調査で抽出された空き家候補1670戸に対し、詳細な実態調査をしている。その結果をもとに、活用可能な空き家の所有者に有効活用働きかけを行う。

地域交流センターともべの利用状況は

問 ①運営状況・事業内容。②

笠間市消費生活センターの相談状況。③朝6時から夜10時まで

の駐輪場営業時間では学生の早朝練習に間に合わない。改善を要望する声があるが。

答 市民生活部長

①5月末現在、カフェを含む施設利用者数の合計は延べ1万6359人、うちカフェの利用者数は4719人、駐車場契約者は138人。売り上げは、施設利用料が約20万円、駐車場利用料が約63万円、カフェの利用が約356万円、自主イベントが約13万円で、合計約452万円。カフェの売り上げが約8割を占める。市民の交流促進事業、健康増進事業、カフェでの飲食提供など、地域の活性化、交流促進を図ることで誰でも気軽に来場できる事業を実施している。②28年度の新規相談件数は456件、継続案件等253件、相談に関して業者等へ斡旋を行った件数152件、合計861件の業務を行った。28年度の新規相談456件のうち、業者に関する苦情が345件で、通信販売、店舗購入、訪問販売の順。60歳以上の相談が146件と約4割を占める。③新たに自動ゲート、自動精算

機を設置、更に防犯カメラを増設し、7月1日から24時間の利用が可能になる。



地域交流センターともべ

時習館を後世に

問 時習館200周年記念事業の内容は。

答 教育次長

11月23日から12月24日まで笠間公民館で笠間市史研究員がこれまで調査研究を進めてきた時習館に関する特別展示を行うとともに、展示図録を作成する。笠間藩士・小野友五郎も生誕200周年を迎えることから、講演会を開催するなど郷土の先人に対する理解を深められる事業を行う。

いばらき伝統的工芸品産業推進を

問 県と3市の連携による市場

開拓と新商品開発。

答 産業経済部長

笠間焼、結城紬、真壁石灯籠の3産地の産地組合、県、3市で茨城県伝統的工芸品産地交流促進協議会を組織し、地方創生推進交付金を活用した、いばらき伝統的工芸品産業イノベーション推進事業として市場開拓と新商品開発に取り組んでいる。28年度に東京ミッドタウンでテストマーケティングとして期間限定ショップでの販売、バイヤーなどを対象に笠間焼の食器を使用したレストランイベントを開催した。また、バイヤーを対象とした3産地を視察する産地モニターツアーを実施し、6名が参加した。本市では、笠間工芸の丘や窯元等を訪問し、参加したバイヤーから新たなニーズの可能性や狙うべき市場など意見をいただいた。モニターツアーでの意見や産地実態調査を踏まえ、新商品の開発コンセプトやアイデアを検討し、市場ニーズに合わせた商品の開発に取り組む。29年度は産地プロモーション用のPR映像を作成し、都内で産地合同商談会等を開催した。



おおぜき ひさよし
大関 久義
議員

笠間のふるさと納税は

問 平成27・28年度分の笠間市ふるさと納税は、
①周知方法。②元気がさ
ま応援基金への収入。③
返礼品の人気商品。④県
内の順位。⑤市民の他市
町村へのふるさと納税
額。⑥納税額の収支。⑦
笠間への寄付額の推移。
⑧充当事業。⑨商品開発
や人気商品の確保等。⑩
新たな取り組み。

答 市民生活部長

①インターネットの運営サイ
トを中心に行うほか、本庁・支
所の窓口にかたログを設置。②
寄付と利子の合計で、27年度
2111万4311円、28年
度1754万3422円。③上
位は、むき栗、マロンポークA
セット、ローズポーク、笠間焼
き芋・焼き栗セット。④県内44
市町村のうち24番目。⑤1月か

ら12月の年分で、26年114人、
378万8千円。27年325
人、1786万7千円。28年
608人で3994万1千円。
⑥年分で、27年の寄付金収入額
2051万1千円、市民による市
外納税額1786万7千円で差
額264万4千円。28年の寄付
金収入額1989万2千円、市
外納税額3994万1千円で、市
外へのふるさと納税額が市への
寄付金収入額を2004万9千
円上回っている状況。⑦26年総
額1209万7千円の寄付のう
ち、市民から17万8千円、県内
から129万4千円、県外から
1062万5千円。27年総額
2156万2千円の寄付のうち、
市民から105万1千円、県内
から219万4千円、県外から
1831万7千円。28年総額
2136万3千円の寄付のうち、
市民から147万1千円、県内
から235万4千円、県外から
1753万8千円。⑧まちづく
り支援事業、子ども支援事業、
芸術文化支援事業、指定なしの
4択で充当。⑨市内の商工会、
農業関係者を対象にした説明会
の開催や、事業所等を回り、特

笠間市のふるさと納税の状況一覧
(単位：千円)

年分	寄付金額 (人数)	左記の内訳			市民が他市町村へ ふるさと納税を した額(人数)
		市民から	県内から	県外から	
平成26年	12,097 (588)	178 (6)	1,294 (52)	10,625 (530)	3,788 (114)
平成27年	21,562 (985)	1,051 (37)	2,194 (84)	18,317 (864)	17,867 (325)
平成28年	21,363 (1,008)	1,471 (54)	2,354 (91)	17,538 (863)	39,941 (608)

典の開発を進めた結果、27年度
は12点、28年度に40点の商品を
追加した。⑩市外の方にいかに
笠間市の魅力を発信していくか
が重要。わかりやすい掲載方法
への切りかえ、魅力的な特典の
開発。

どうなる！各地区 保健センターの活用

問 ①地域医療センターがさま
への移設と各施設の今後の利用
等。②施設の利用団体等との調
整は。

答 保健衛生部長

③保健センターは30年4月

にオープン予定の「地域医療セ
ンターかさま」として集約され、
新たな保健事業の活動拠点とし
てスタートする。集約後、施設
の一部を障害者福祉センターとし
て利用中の友部・岩間の保健セ
ンターは所管を福祉部に移管し、
福祉の活動拠点として活用する。
笠間保健センターは解体する。

答 健康増進課長

②友部・岩間保健センターを
利用している市民団体には、今
後も利用を希望する場合は継続
して対応できるよう調整する。
笠間保健センターを利用中の市
民団体は、地区内の民間施設で
調整中。今後、市民向け説明会
で意見をもらい、利便性が低下
しないよう検証する。



「地域医療センターかさま」完成予想図

大規模自然災害発生時の各小中学校の防災教育を



村上 之 寿
ひさし
むら 議員

き、危機管理マニュアルで自然災害発生時の対応を確認するな

問 ① 教職員に十分な防災教育は行われているか。

② 児童生徒への防災教育。③ 子どもたちの防災・災害に対する関心の深化にどう取り組むべきか。④ 登下校中・授業中に巨大地震が発生した場合の対応・行動はどう指導しているか。⑤ 避難訓練を実施する際の想定。

答 教育長

① 笠間市学校防災推進委員会で研修会などを行うほか、教職員は市や県の総合防災訓練や原子力放射線に関する研修会などに参加し、得た知識を全職員に伝達する。各学校では、年度当初に笠間市学校防災計画に基づ

どの校内研修も実施している。

② 防災の備えと行動は発達の段階に応じて危険予知能力や危機回避能力の育成に努め、防災教育の推進を図っている。各学校とも年3回以上の避難訓練、保護者への引き渡し訓練などを実施している。③ 県から配布された「茨城防災ハンドブック」を教材として学習している。消防署・消防団と連携し、消火訓練や煙体験、起震車体験などを通して防災意識と災害に対する関心を深めている。④ 授業中に発生した場合に備え、避難訓練を通して適切な行動がとれるよう指導をしている。登下校中の巨大地震の発生対策として、各学校では通学路の危険箇所を確認し、身を守ることを最優先に指導している。⑤ 火災・地震・原子力災害・竜巻などを想定した訓練、不審者対応の避難訓練など、より現実的な場面を想定した訓練へ改善を図っている。

大規模自然災害発生時における行政の役割は

問 ① 災害発生時における行政の対応。② 救援物資の供給体制

など地域との連携の考え。

答 総務部長

① 笠間市地域防災計画に基づき、情報収集、伝達、防災関係機関との連絡調整、避難所の開設等を行い、被災者に対する生活の支援などを実施する。② 地域との連携により被災状況や救援物資の必要性を迅速に把握し的確に救援物資を届ける。その際、自主防災組織が地域との連携で重要な役割を果たす。今後の防災訓練等において自主防災組織と実質的な訓練を実施するとともに、未結成の地域には継続的に設立を促す。

学校給食と地産地消現状は

問 ① 各地区の地産地消の割合。② 学校給食と地産地消の現状や効果。③ 生産者と十分な研修は行われているか。

答 教育次長

① 28年の地産地消強化月間の11月21日から25日まで、地場産の使用食材数の割合を調査する「地場産物の活用状況調査」を行った結果、市内産、県内産の順に笠間地区は22・2%、46・

3%、友部地区は19・6%、52・2%、岩間地区は43・4%、34・0%。市内全体では24・4%、47・8%で計72・2%。県平均は52・8%で、笠間市は19・4ポイント高い。② 各地区とも地元産、県内産、国内産の順位で購入している。地産地消は生産者、児童生徒の双方に喜びと地域農業の振興効果、食育、郷土愛の育成効果が期待できる。③ 生産者、JA、栄養教諭、農政課、学務課、給食センターによる会議を開催し、生産状況や納品時の規格の確認、生産者、流通の方々との行政、給食現場担当の意見交換を行い、相互理解の深化と地元農産物の提供体制づくりを進めている。農政課との連携により、子どもたちと栗生産者、JAと一緒に給食を食べる交流給食などを通じ、理解促進を図っている。



都道府県単位化で国保税の値上げや徴収強化の懸念が公的財政支援で払える国保税に



くら 倉 さん
よこ 倉 議員

問 ① 都道府県単位化に向けた運営方針の進捗

状況、納付金と標準保険料率の試算結果。②市の現在の国保税との比較。③都道府県単位化で国保税の引き上げや徴収強化が起こるのではないか。④保険税賦課決定権及び予算決定権は市が保有するか。⑤高すぎる国保税を払える国保税にするべきではないか。⑥保険税の算定は応能負担の原則にするべきではないか。⑦所得に応じた新たな減免制度を創設してはどうか。⑧子どもに係る均等割保険料の軽減措置の実施を図ってはどうか。⑨強制的な差し押さえや滞納処分の禁止および納税緩和措置を周知すべきでないか。

答 保健衛生部長

①国保運営方針(案)は8月ごろに決定される予定。納付金と標準保険料率の試算、標準保険料率や納付金額の確定は1月の予定。②まだ試算の段階で比較できない。③都道府県単位化が理由で引き上げになるようなことにはならない。今後も税の収納対策にしっかりと取り組み、収納率の向上に努める。④国保税の税率は市町村で決定する。⑤国庫負担の増額は全国市長会が要望し、今後とも要望する。29年度、マル福事業による国庫負担カット分を補填するために法定外繰り入れを3200万円ほど繰り入れている。⑥国保会計の歳入においては国保被保険者数の減少による国保税の減収、歳出においては高齢化や高度医療技術の進展等により医療費が伸びており、法定外繰り入れで対応している。保険者支援制度は国保事業の安定運営に資するための財政支援されたものである。国保税の引き下げをするものではない。⑦世帯主及び国保加入者の前年の所得が一定基準以下の世帯には、均等割と平等

割の軽減措置がある。⑧子どもに限定しての均等割の軽減措置は考えてない。⑨強制的な差し押さえや滞納処分の禁止は行っていない。納税緩和措置や徴収猶予は、催告書及び電話催告等によって納税相談等を行うように促し、納税相談では事情を聞き取った上で、状況に応じて丁寧に対応している。

自然環境を保全し 魅力ある北山公園に

問 ①公園の分類と機能及び整備の経緯。②植生の管理方法。

③アカマツの位置づけ、保全の取り組み。④公園内遊歩道、特に白鳥湖周辺の遊歩道の維持管理に市民から苦情がある。今後の対応と安全性確保をどうするか。⑤新バーベキュー場は木陰が一切ない。植栽をしてはどうか。

答 産業経済部長

①北山公園は、都市公園法に基づかないその他の公園で、環境維持、景観形成、レクリエーションの機能があり、自然環境を保全し、幅広い年齢層が活動・交流する拠点として、昭和53年から整備が進められた。②平成

20年度から笠間市造園建設業協同組合に管理を委託。③アカマツは壊滅的な虫害を受け、伐採せざるを得なかったが、松の根から幼木が自生した箇所もあり、状況により山中に移植し、引き続き保護する。④散策に支障の



北山公園遊歩道のアカマツ

ある倒木は切断し、除去するが、池の中に倒れた木は池の水の管理をしている地元水利組合が台風対策などの水抜きにあわせて除去作業を行っている。⑤バーベキュー場はのり面が多く、植栽しづらい。植栽以外の方法で日陰が確保できるよう、指定管理者と検討中で、夏休みまでに対応を考えたい。

【その他の質問】

戸建住宅の耐震改修の取り組み

市は喫煙者と禁煙者が共存できるまちづくりを



おし 俊雄
まつ 石松 議員
いし 石

問 平成24年3月に策定された「健康づくり計画」には、①未成年者を対象とした喫煙防止教育・指導の強化、②喫煙や受動喫煙の有害性の広報、③

公共施設等の分煙化や禁煙化の強化と受動喫煙防止条例の検討と書かれているが、今年の3月にてき上がった「健康づくり計画後期計画」には③がない。これでは市がやってきたハード面の受動喫煙防止対策は、公共施設を全面禁煙にして喫煙者を排除しているだけではないか。

答 保健衛生部長

たばこは個人の嗜好であり、たばこによる健康被害の考えは本人の自由選択とされ、喫煙はマ

ナーが重要。禁煙の推進、健康増進という立場から、たばこを要因とする病気の予防と健康寿命を延伸するための予防医学を進める観点で、受動喫煙防止対策事業を進めており、喫煙者を排除するものではない。

問 受動喫煙防止対策は、施設や敷地内を禁煙にするだけではない。その先の施策がないのではないか。

答 保健衛生部長

たばこの害を未然に防ぐには、やはり禁煙と考える。

問 健康増進アンケートでもたばこを吸っている人の約半分はやめたいと思っている。喫煙者と禁煙者の共存ということを行政は考えるべき。たばこ税収年間約5億4千万円の1〜3%をハード面の受動喫煙対策に使う考えはないか。

答 健康増進課長

たばこ税は普通税であり、一般財源の中で市の施策の全般に使用されている。一般財源の中で生活習慣病対策の一環として受動喫煙防止や禁煙を推進していくもので、市民に広く周知、啓発・教育をしていくことが健

康づくり後期計画で決定されている。

問 普通税であるたばこ税を使えと言っているわけではない。たばこ税の1〜3%に相当する金額を、受動喫煙対策の事業に充てたらどうかと言っている。加えて「受動喫煙防止対策ガイドライン」をつくってもらいたい。

答 健康増進課長

後期計画は、市役所内の関係機関との協議、医師会・歯科医師会・市民団体・学識経験者・議会の代表も参加した外部委員会の協議を経て決定されたものなので、ガイドラインの策定については検討しない。

答 市長

たばこの害について市民に知っていただいて、喫煙者を減少させていく、職員の喫煙率も下げていく取り

組みをしつかり行っていく。ただ、喫煙者を否定しているわけではないので、喫煙者が吸える場を、公共施設に限らず民間も含めたまちづくりの中で考えていくことも必要かと感じている。国の方針も参考にしながら、引き続き検討させていただきたい。



民間事業者が販売している喫煙所施設

市未利用地の利活用と地域活性の現状



にしやま たけし
西 山 猛
議員

問 ①市有地のうち、面積や場所等で群を抜く主な未利用地。②用地の取得目的（当時）。③利活用が計画されている主な市有地。④平成26年2月27日に太陽光発電事業者から申請のあった公有財産借用の合意内容と公印の有無。⑤開発によって水利に影響が生じた場合の責任は誰にあるか。

答 総務部長

①旧岩間町役場跡地は3004・75平米で、うち165平米を商工会岩間事務所に貸し付け中。飯田の山林26万7626平米は民間事業者から太陽光発電施設の事業用地として使用申請があり、協議中。下市毛の山林・雑種地・宅地

3万7367・75平米は隣接で国道355号線のバイパス工事中。押辺の宅地2979・95平米は平成21年度まで倉庫が建っていた。②飯田地区の山林は昭和31年当時、笠間町での登記が最も古く、取得の目的は不明。下市毛の雑種地は昭和45年当時、私立学校誘致のため笠間市開発公社が取得したが、学校建設が断念され、現在は市が所有。押辺の宅地は明治41年当時、国から南川根村に払い下げられ、養蚕組合、市道管理用の資材置き場として一時期使用された。③飯田地区の山林。④当該の書類は開発等の申請書を作成するための書類の同意であり、笠間市として書類を取り交わした。5月2日、全権利を引き継いだ事業者から届出があった。⑤今回の貸し付けの目的は市の未利用地の有効活用を図ることで、市民の地権者のほとんどが契約している。市有地に関しては今後条件を付して検討する。水利に万一のことがあった場合の補償は事業者の責任。

答 副市長

市有地の積極的な利活用は市

の総合計画にも定められ、自然環境の保全も施策の目標である。他方、地球温暖化防止対策で再生エネルギーの促進もあり、総合的に勘案して決定した。市はその業者に市有地を貸すとも、貸さないとも意思決定をしていない。意思決定をする上でさまざまな地域住民の意見を相手に投げて、条件を確認する。市長名で出した合意書は、再工ネ法で定めるひな形に基づいた合意書であり、今後の事業を進める上での事前準備の段階に過ぎず、市は貸し付けの責任を負うものでもなく、第三者に対する損害賠償を負うものでもないことを明確にうたっている文書である。まだ意思決定の過程にあり、この後、業者から出されてきた確認事項を踏まえて、正式に公有財産利活用検討会議で議論し、庁議に諮り、市長決裁をする流れ。

答 市長

市条例（笠間市内における太陽光発電設備事業と住環境との調和に関する条例）は平成28年6月15日、適正な太陽光事業の推進するために制定し、同年10

月に県がガイドラインを制定した。大きな懸念材料だった20年後のパネルの処理についても28年4月に県がリサイクル処理法に適合して処理をするようにした。飯田地区のプロジェクトは全体100ヘクタールのうち、50ヘクタールにパネルを設置したいという事業者の計画で、自然環境の破壊や水の問題等の諸課題がある。西側地区については金井・大洲水利組合から要望も提出されているので、計画から除外するよう、計画の変更を条件の一つとして懸念される点を事業者とよく話し合い進める。



田園が広がる飯田地区